

魚津市告示第97号

魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月11日

魚津市長 村椿 晃

魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、学校給食の充実及び米の消費拡大に資するため、富山県米消費拡大推進協議会の行う学校給食米粉食品利用助成事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	区 分	補 助 率
学校給食用米粉食品に使用する米粉として購入する県産米粉代金（米粉パンにあってはグルテン代を含む。）の価格と学校給食用小麦粉の価格との差額	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校及び義務教育学校において実施される学校給食（同法に定める国立学校において実施される学校給食を除く。）	40%以内

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日までに、魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を当該事業が完了する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

2 前項第1号に掲げる軽微な変更とは、事業費の20%未満の変更とする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、当該年度の末日までに、魚津市学校給食米粉食品利用助成事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(額の決定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金額の確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(学校給食良質米普及事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 学校給食良質米普及事業費補助金交付要綱(平成2年市長決裁)は、廃止する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

年度魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付申請書

年度において学校給食米粉食品利用助成事業を実施したいので、
魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金 金 円を交付され
るよう魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付要綱第 4 条の規定
により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

年度魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市学校給食米粉食品利用助成
事業費補助金について、魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付
要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。（交付しません。）
（交付しない場合その理由）

2 交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

年度魚津市学校給食米粉食品利用助成事業実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金の交付の決定の通知があった学校給食米粉食品利用助成事業について、魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

年度魚津市学校給食米粉食品利用助成事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市
学校給食米粉食品利用助成事業費補助金については、魚津市学校給食米粉食
品利用助成事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき交付額を金 円
に確定します。

年 月 日

魚津市長